

# 小田原

広

報

November

11・15

1 9 9 8  
No. 735

一  
〇〇〇〇年  
の時  
を越  
えて



小田原は一般的に、小田原北条氏以降五〇〇年に及ぶ歴史をもつ城下町として知られています。

しかし、その歴史は實際にはもっと古く、市内外の遺跡や古文書からさかのぼると小田原には「一〇〇〇年都市」というふざわしい、長いまちづくりの歴史があることがわかります。

## 古代の小田原

大宝元年（701）大宝律令が発せられ、相模国司がおかされました。小田原地方には足上、足下、余鏡の三郡がおかされました。律令制の末端の単位である郷は、足上に6、足下にもありました。また、世界文化遺産に登録された法隆寺

の資材帳にも登場する、倭戸郷が小田原地方にあったと伝えられています。

## 古代交通と小総駅

奈良時代、役人の交通手段として使われていたのは馬。このため、各地には、馬や役人に食糧を提供したり休息や宿泊をしてもらうための施設として駅家がおかれていました。

市内の千代からは、昔から多くの瓦が出士することが知られています。瓦は奈良時代や平安時代のもので、この場所には、

当時の東海道は、今の御殿場市付近から足柄峠を越え、南足柄市閔付近を抜けて国府津まで達しており、国府津付近には小総駅という駅家がありました。国府津小学校付近の三ツ俣遺跡では弥生時代から奈良・平安時代にかけての大規模な集落跡が発掘されていますが、このあたりに小総駅があつたとも言われています。

## 千代磨寺と下曾我遺跡

### 一〇〇〇年前の小田原の姿

# 一〇〇〇〇年都市 おだわらを観る



かつて古代の足柄地方を代表する大きな寺院があつたと考えられており、通称「千代磨寺」と呼んでいます。周辺からは武藏国分寺跡（東京都国分寺市）と同じ型の瓦なども出土しています。

下曾我遺跡は千代磨寺の北500m、水塚台地東側の低湿地にあり、古墳時代から平安時代まで使用された井戸跡や木簡など多數の木製品が出土しました。これらから、千代磨寺は豪族の私寺または郡寺、下曾我遺跡は、足柄地方の古代の役所にあたる都邑に關係する道路ではないかと考えられています。

また、水塚から千代・高田までの台地上には数多くの住居跡も発見されており、当時の小田原地方の政治と文化の中心地であったことが伺えます。

左の絵は千年前の小田原の姿を最新の発掘調査などの研究結果を基に復元した想像図です。（原案・文化財保護課 イラスト：さかひなこ）



## 特別企画「1000年都市おだわらを掘る」

千年前の小田原の様子はどのようなものだったのでしょうか。  
「1000年都市おだわら」の基礎が築かれた古代の姿にスポットをあて、  
発掘や出土遺物等を通じてわかりやすく解説します。

### ◆企画展「1000年都市おだわらを掘る」

出土遺物などを通して、原始・古代の生活の実像を明らかにします。

日時 11月22日(日)～29日(日)  
9:00～16:30

### ◆講演会「1000年都市おだわらを掘る」

「古代小田原の広域交流」

講師 東海大学 田尾誠敏さん

「まぼろしの古代寺院『千代庵寺』の謎を  
解く」

講師 慶應大学 岡本孝之さん

日時 11月23日(祝)  
13:30～16:30

### ◆遺跡調査発表会「1000年都市おだわらを掘る」

平成9年度の市内遺跡発掘調査の成果  
をスライドなどで示し発表します。

日時 11月28日(土)  
13:30～16:30

\*講演会・遺跡調査発表会は、180人ま

で・先着順（車での来場不可）

\*前記の場所はすべてかもめ図書館

### ◆遺跡見学会

(株)ダイドーリミテッド敷地内東日本最古、最大級の弥生時代の集落が発掘さ  
れました。

日時 11月29日(日)  
10:00～15:00

\*車での来場不可

■文化財保護課 ☎ 33-1717

# 地区公民館 第1回 いきいきフェスタ開催!

「いきいきフェスタ」は、地区公民館で活動しているサークルが一堂に会する祭典。

初めて開催する公民館活動のイベントです。

生涯学習が叫ばれて久しいのですが、

このフェスタにはさまざまなサークルが参加します。

皆さん、活発に活動されているようです。

ちょっと、のぞいてみましょうか。

あなたの生涯学習のきっかけが見つかるかもしれません。

11月28日(土)  
10:00~17:00  
29日(日)  
10:00~16:30  
場所 中央公民館



▲コーラスで元気！虹の会（谷津公民館）

集会施設としてだけでなく、生涯学習や仲間です。  
「公民館」と呼ぶ施設には、「中央公民館」などの公立公民館のほかに、自治会が管理運営するものがあり、小田原市ではこれら自治会の公民館を「地区公民館」と呼んでいます。小田原市の「地区公民館」の数は127館にものぼり、県内でも群を抜いて多く、大きな特徴となっています。

## 初めて開催する 「いきいきフェスタ」

各地区公民館では、講演、舞踊あり、書道ありと、さまざまな生涯学習活動が行われています。その日々の練習成果を発表する場として、地区公民館では、今まで、地域ごとあるいは各館ごとに文化祭を開催してきました。しかし、各地域、各公民館の活動が活発になればなるほど、もっと広がる大勢の人々に見たいだきたい、もっと他の公民館と交流を深めたいという思いも強くなるものです。

「すべての地区公民館を対象とした文化祭が開催できないだろうか」。この思いを形にしたのが「いきいきフェスタ」。今年がその第1回の開催になります。

「いきいき」には、①生き生き（生氣にあふれる）②活き活き（勢いがある）③行き行き（交流を促進する）という意味が込められています。当時は、地元公民館が地域ごとに10ブロックに分かれ、書道や絵画などの展示発表やヨコラマなどの舞台発表のほかに、模擬店も出店されます。「大人数の皆さんにこ来場いただき、販

市長への手紙  
文 小澤良明  
市長 隨想

「こんちは、市長さん」という手紙制度をご存知だらうか。私との手紙のやり取りを通じて、市政と市民の皆さんとの交流を深め、相互のパートナーシップの醸成に役立てたいと行っているものである。自治会を通じて手紙の各戸配布をお願いしたり、新聞折り込みをしたりしてきた結果、昨年も六百七十七通と年々私の手元に届く手紙も増え、かつ多様になっている。

実のところ、これには陰ながらの苦勞もある。どんな小さなことでも手間ひまかけて、真剣に対応し、勿論私自身が必ず手紙を通じてにをは。まで手を入れ、最終的に署名をする。市政にもできるだけ反映させ。そして着後長くとも二ヶ月以内に返事が届くようになる。簡単なことがようだが、これがなかなか大変なのである。率直に言つて内容が良く把握できないようなものや難題も多くの時間もかかる。手紙の分析やチェック、発信者への確認、実地検分、関係各課との調整等を経て、回答文案ができあがり、順次、所管課、部長、助役と検証され私の手元へ来る。私は通常ての時点で初めていたいた手紙とそれに対する回答案を見る。ドサフ、ドサフと時々まとまって大量に来る手紙とその返信文に、私な

やかなお祭りにしたい」という実行委員会の須田委員長(12区公民館長)の言葉を裏付けるように、出品・出演する方々も準備に余念のないところです。

## 私たちも出演します

▼蛭田克美さん



「グレープで参加している。」  
「趣味の世界にとどまらずに、社会への参加を促すようにしていま

す。ですから谷津

地区のおじいちゃんは、とても

エスターに、虹の会は活動の写真をパネル展示す

る。

足柄ブロックの公民館活動をまとめる蛭田さんは、「趣味の会や同好会などが公民館を中心

に生まれていますが、虹の会を通して地

域全体を明るくするのです。『子どもからお年寄りまで』という生涯学習活動に、虹の会は大きな役割を果たしてくれています」と期待を寄せている。

谷津はおじいちゃん、おばあちゃんが元気

コーラスでまちを明るくする  
木村八重子さん(谷津公民館)

## 子ども太鼓が祭りを盛り上げる飯泉

子ども太鼓を指導する

山口登志夫さん(飯泉公民館)



テントテスクテンステテンテン。

始まり、地域の人たちはこの太鼓に誇れるようになります。歌、民謡とともに年間のスケジュールを決め、勉強会や施設見学会など

歌を通して生涯学習。足柄ブロックから参加する谷津地区は、少し変わった公民館活動をしている。「虹の会」というコーラスグループを中心になり、歌を通して地域の生涯学習活動が展開されているのだ。その虹の会を指導しているのが木村さん。歌うジャンルは童謡から演歌、民謡とさまざまだが、歌のほかにも年間のスケジュールを決め、勉強会や施設見学会など

うに集まってくる。祭りには欠かせない音だ。この飯泉子ども太鼓は飯泉青少年育成協議会に



▲練習に勤む子ども太鼓(飯泉公民館)

りの信託や市長としての責務を念頭に置きつつ、赤エンビツを片手に内容は勿論、用語や敬語の使い方にまで細かいチェックを入れる。お陰様で最近では担当者それ「が、市民とは、市政とは、行政サービスとは。」といったテーマに対する私の考え方や対応を良く理解してくれるようになつて、案文が気に入らなくて大幅な訂正や書き直しを指示することも少なくなってきた。

いたたく手紙にも変化が見られる。陳情型が減少、提訴型が増加、若い主婦や市内外への通勤族からのニーベル根拠案や市町と比較しての質問や要望が多くなり、ヒステリックな悪口雜言や批判句が極端に減つて、市政に対する幅広い理解派が増えている。反面、近隣や周囲で解決すべきと思われる問題を匿名で陳情、書面で書き直したり、或いは、市役公害、ごみの不法投棄、ホームレス対策等、モラルやルールに關することことで、行政の対応が少しく難しい手紙が多くなつた等が顕著である。嬉しいことに市政や職員に対する感謝やお褒めの手紙もちらほら来るようになつたりして、市民参加を推進する小市民として、は絶対的に好ましい傾向にある。

いろいろな切り口から市民と行政との相互信頼を深めるまちづくりを実践してきたが、いずれにしても未だ試行の段階を出ず道のりは険しい。

10月初旬の飯泉八幡神社祭りは子ども太鼓であります。私は、私がお祭りに参りましたが、お祭りには欠かせない音だ。これからですね。

# 頼りになります国民年金

## ～ゆとりある老後のために～



老後の生活は、人生の実りの時期。

しかし、先立つものがなければゆとりある生活は送れません。

年金は、いざというときに家族の安心を守ります。

明日のことを考えて、国民年金に加入しましょう。

○ 國保年金課 ☎ 33-1867

## 國民年金つて こんなにお得

### 國民年金は目減りがしない

國民年金は、自動物価スライド制。物価上昇に合わせて年金額も上がるのに、実質的な価値が目減りしません。

### 支給額の三分の一は 国が補助してくれる

個人で加入している民間の個人年金は、あなたの掛けた保険料から運営の経費などが差し引かれます。しかし國民年金では事務費などの運営費用は国が負担します。また、基礎年金支給額の3分の1は国が補助しています。

### もしも事故があつても

國民年金は、もしも事故で加入者が障害になつたり、稼ぎ手が亡くなつた場合には、保険料が割引きになります。

### 國民年金は割引きがある! 保険料の前納割引きと税金の控除

1年分または6か月分の國民年金保険料を前払いすると、保険料が割引きになります。たとえば月額1,330円の人は、1年分の前納で3,850円(平成10年度)が割引きされます。また、納めた年金保険料は税金上全額社会保険料控除の対象になります。

## 年金指導員がお宅へうかがいます

保険料を納めたいが、銀行へ行くことできない方、年金をどのくらい掛けているかわからない方、経済的にどうしても保険料を納められない方のために、国

民年金指導員がご相談に応じます。お宅までうかがいますので、納付や免除など、お気軽にお問い合わせください。

## イベント会場で

年金の相談は市の窓口で受け付けていますので、いつでもご相談ください。また、これ以外に次のイベント会場でも相談窓口を開きます。年金手帳をお持ちのうえ、お気軽にお立ち寄りください。

### ①農業まつりの会場（二の丸広場）

日時 11月21日(土)・22日(日)  
9:30~15:00

### ②市役所窓口で

日時 12月21日(月) 10:00~15:00

### ③マロニ工

日時 12月22日(火) 10:00~15:00

詳しい相談を希望される方は、  
12月15日(火)まで電話で申し  
込みください。

申込 國保年金課 ☎ 33-1867

小田原社會保険事務所 ☎ 22-1391

## 年金の相談は こちらで

もつと年金額を増やしたい時に、國民年金に上乗せする公的年金が國民年金基金です。國民年金は、納めた保険料の全額が社會保険料控除の対象になり、受け取る年金にも公的年金控除が適用されます。

## 20歳になつたら、 ハイ年金！

國民年金は、みんなで支え合っています。日本に住む20歳から60歳未満のすべての方が加入して、働く世代が保険料を納めることによって、年金を受けている方々の生活が支えられます。20歳から60歳までの方で國民年金に加入していない方は、加入手続きをしましょう。老齢基礎年金を受けるためには最低25年がめられますが、その分が年金額が上がりります。

## 國民健康保険、医療費などの出張相談

國民年金や医療費のこと、國民健康保険のメリット、赤ちゃんからお年寄りまでの医療費の助成について、年金相談など

### ②尊徳記念館

日時 12月 2日(水) 9:30~16:00

○ 國保年金課 ☎ 33-1867

國民年金についての詳しい内容は、「広報おだわら」10月15日号の市民生活ガイドブックにも掲載しています。

### ①マロニ工

日時 11月25日(水) 9:30~16:00

### 5) 宅地造成工事の許可

小田原駅西口の丘陵地から荻窪、風祭一帯の地域については、宅地造成に伴い災害が起きるおそれがある区域として宅地造成工事規制区域に指定されています。宅地造成に際に一定規模以上の場合は、宅地造成工事の許可が必要になりますのでご相談ください。

■開発審査課 ☎ 33-1441

### 6) 市街化調整区域の宅地・建物

市街化調整区域では、許可を得ないで宅地造成や建築行為をしたり、建築物の用途を変更したりすることはできません。市街化調整区域の土地や建築物を購入する際にはご相談ください。

■開発審査課 ☎ 33-1441

### 7) 住居表示実施区域で建物を新築・改築したときは

市は、地番が混乱して住所がわからにくい市街地に住居表示制度を実施しています。住居表示制度

度では、一定の大きさの街区（区域）を定め、その街区にある建物などに決められた方法で住居番号（建物番号）を付けます。そこで、皆さんにわかりやすい、正しい住所を使用していただくために、次の地区に建築物などを新築または改築する場合は、必ず都市計画課に届け出をしてください。

#### ●届け出が必要な住居表示実施地区

栄町・中町・浜町・本町・城内・南町・寿町・東町・城山・風祭・南鶴宮・西酒匂・酒匂・小八幡（酒匂・小八幡はJR東海道南側）・国府津（JR東海道南側と国府津駅北側の五丁目地区）

■都市計画課 ☎ 33-1576

### B) 生け垣の設置への補助

生け垣はすんでいる方だけでなく、道行く人も楽しめ、美しいまちづくりにもつながります。市では、緑の共有という考え方で生け垣を造る方に費用の一部を補助しています。補助金の交付を希望される方は、工事をする前に公園緑地課にご連絡ください。

緒ください。

#### ●補助対象となる生け垣

1 国・県もしくは市道、または開発行為などによって整備された私道に延長5メートル以上生け垣の部分が接していること

2 植栽本数は、1メートルにつき原則として2本以上

3 生け垣を構成する土台の高さは1メートル以下

■フラワーガーデン ☎ 34-2814

### 9) 危険ブロック塀の補強・撤去への補助

対象 小・中学校の通学路沿いの調査で、危険・やや危険と判定されたブロック塀などの補強・撤去・安全な塀への転換などをするとき  
補助額 工事費の50%。建築行為などにかかる道路後退用地として適用を受ける場合、工事額の30%

■防災対策課 ☎ 33-1856

## 31. 道路

### 1) 私道整備事業費の助成

一般の交通に使用されている私道を整備する場合、その費用の一部を補助します。

私道整備を希望する方は、事前にご相談ください。

#### ●補助対象となる道路

- 両端が公道に接し一般の交通に使用されていること。
- 一端が公道に接し延長20メートル以上あり5戸以上の閑住住民が利用していること。
- 幅員がおおむね4メートル以上
- 道路の敷地と他の部分の敷地との境界が明確であること。

5 私道の土地とこれに接する土地の所有者、その他の権利者全員が整備に同意していること。

■建設総務課 ☎ 33-1541

### 2) 道路や水路を使用するときは

水道やガスなどを引き込むための道路掘削や、水路に橋を架けて通路として使用するなど、やむを得ず道路や水路を占用するときは、事前にご相談の上、占用許可を受けてください。

■建設総務課 ☎ 33-1533

### 3) 土地境界査定について

市が管理する道路、河川、水路、土堀敷などの官地と個人の土地の境界が不明確なときや、境界をはっきりさせる必要があるときは、建設総務課に申請してください。市と関係者との立ち会いの上、境界査定を行います。

■建設総務課 ☎ 33-1536

### 4) 道路・側溝などで危険箇所を発見したら通報を

市が管理する道路の陥没や、側溝の被根、道路照明灯の電球切れなど、危険箇所を発見したら道路補修課にお知らせください。

■道路補修課 ☎ 33-1646

## 32. 農地

■農業委員会 ☎ 33-1748

### 1) 農地の売買・贈与

農地を売買したり、贈与、交換、賃貸借などをするとときは、県知事または農業委員会の許可が必要です。

許可を必要とするときは、事前にご相談ください。

#### ●農地を取得できる方

- 世帯が農業経営を行っている方
- 取得後の耕作面積が一定規模を有する方
- 取得後、自ら耕作すると認められる場合
- その他法に定めるもの

### 2) 農地の転用

転用とは、農地を住宅敷地、道路、資材置き場、駐車場、山林など農地以外にする場合です。

#### ●市街化調整区域の農地転用

県知事の許可を受けなければなりません。許可申請書は農業委員会に提出してください。申請の締め切りは、毎月10日（休日の場合はその前日）です。

#### ●市街化区域の農地転用

農地転用届を農業委員会に提出してください。

届け出の締め切りは、毎月15日と月末の2回（休日の場合はその前日）です。

### 3) 農地の賃貸借の解約

農地の賃貸借の解除通知、解約申入り、更新拒否通知をするには、原則として県知事の許可を受けなければなりません。

#### ●県知事の許可がなくとも小作地の返還を受けられる場合

- 合意に基づく解約が文書をもって土地を引き渡す期限前6か月以内に成立した場合
- 民事調停法の農事調停によって行われる場合
- 信託財産につき解約の申入り、更新拒否の通知が行われる場合
- 10年以上の期間の定めがある賃貸借について更新拒否の通知をする場合
- 水稲作業を目的とする期間の定めのある賃貸借について更新拒否の通知をする場合

### 4) 農地の相続税、贈与税の納税猶予制度

農業を営んでいた方が死亡し、農地を相続した方が今後とも農業を営んでいく場合、一定の用件

を満たせば農地の相続税が猶予されます。

相続税納税猶予の証明額は相続税の申告期限の2ヶ月ぐらい前までに提出してください。なお、農地の生前一括贈与についても納税猶予の制度があります。

### 5) 農業年金

農業者年金制度は、国民年金の被保険者である農業者に対し、国民年金の給付に加えて経営移譲年金と農業者老齢年金の二つの年金給付を行い、農業者の老後の生活安定と福祉の向上を図るものですが。

農業者年金の被保険者は、「当然加入被保険者」と「任意加入被保険者」とに大別されますが、いずれも国民年金に加入していることが必要です。なお、保険料を納付する期間が60歳に達する月の前月までに20年以上になる方に限られます。

・経営移譲を行った方には、経営移譲年金が支給されます。  
・経営移譲を行わなかった方には、農業者老齢年金が支給されます。

## 28. 下水道

下水道総務課 ☎ 33-1616

### 1) 受益者負担

下水道が整備されると環境が良くなり、生活も快適さを増すなど土地の利用価値が高まり、その区域内の家庭は恩恵を受けることがあります。そこで、建設費の一部を区域内の土地所有者や権利者などに負担していただくのが受益者負担制度です。

対象になるのは、試験区域内の土地所有者または借地権などの権利者です。負担金の額は1平方メートル当たり280円で、一括納付されますと次のとおり報奨金が交付されます。ただし、第1期の納入期限（6月30日）までに納入される場合に限ります。

- 3年分一括 8パーセント
- 2年分一括 6パーセント
- 1年分一括 2パーセント

### 2) 下水道料金

区分	使用水量	金額
基本料金 (2ヶ月につき)	200m <sup>3</sup> まで	1,290円
	200m <sup>3</sup> を超えて、400m <sup>3</sup> まで	85円
	400m <sup>3</sup> を超えて、600m <sup>3</sup> まで	104円
	600m <sup>3</sup> を超えて、1,000m <sup>3</sup> まで	127円
超過料金 (1m <sup>3</sup> につき)	1000m <sup>3</sup> を超えて、2,000m <sup>3</sup> まで	148円
	2,000m <sup>3</sup> を超えて、1,000m <sup>3</sup> まで	155円
	1,000m <sup>3</sup> を超えて、2,000m <sup>3</sup> まで	164円
	2,000m <sup>3</sup> を超えて、10,000m <sup>3</sup> まで	167円
	10,000m <sup>3</sup> を超えるもの	169円
浴場用 1m <sup>3</sup> につき		5円

\*全額には消費税が含まれていません。

### 3) 水洗便所改造資金貸付金

公共下水道が利用できるようになった区域の方で、くみ取り便所を水洗便所に改造したり、し尿浄化槽による排水施設を改造する方に改修資金の貸付制度がありますのでご利用ください。

- くみ取り便所を改造する場合 大便器1個につき40万円以内
- し尿浄化槽による排水施設を改修する場合 大便器1個につき40万円以内

□下水道総務課 ☎ 33-1616

### 4) 下水道への切替はお早めに

公共下水道が利用できるようになった地域では、ご家庭や事業所は3年以内に排水設備（水洗化）の工事を行い、市の下水道に接続していただくようになっています。

お早めに公共下水道をご利用ください。

### 5) ご家庭の下水がつまつたら

ご家庭の下水がつまつた時は、電話でご連絡ください。

□下水道総務課 ☎ 33-1614

簡単な故障の場合は市職員が修理しますが、それ以外は工事を行った業者に相談してください。業者がわからない場合は、次の業者にご依頼ください。

#### ○修理専門業者

(有) 和泉衛生 ☎ 48-0686

(株) 小田原衛生工業 ☎ 35-2038

サーブ住設（株） ☎ 36-8706

浄化槽管理センター（株） ☎ 35-6631

## 29. 商工業

商工課 ☎ 33-1511

### 1) アドバイザーの派遣

中小企業者等の経営の安定と活性化のために、経営、労務、金融などについて専門的知識または実務経験を有する者（アドバイザー）を派遣し、適切な指導と助言をしています。派遣日数は原則として4日以内です。

### 2) 中小企業金融制度

市内に店舗または工場を持つ中小企業者を対象に、各種事業資金の融資を行っています。

### 3) 計量器の定期検査

計量器を使って商売をしている方は、2年に1度検査を受けなければなりません。対象になるのは、商取引や証明に使用する計量器や農家で庭先取引（ミカン、鶴卵等）に使用する計量器などです。

## 30. 建築・開発行為

### 1) 市営住宅

市営住宅の空き家入居者募集は年2回、6月と11月に申し込みを受け付け、公開抽選で入居者を決定します。募集の概要は「広報おだわら」6月号、11月号に掲載しますが、詳しくは募集期間中に支所・連絡所、マロニエ、ふらっとスポット、酒匂窓口コーナー、建築課（市役所5階）で配布する「募集のしりとり」をご覧ください。

また、新築住宅の入居者募集については、お問い合わせください。

□建築課 ☎ 33-1553

### 2) 家を建てるには

家の新築・増築・改築などをするときは、工事を始める前に次の手続きをしてください。

#### ●建築確認申請

建築物を建てる方は、建築基準法に基づく確認申請をして建築主事の確認を受けなければ建築工事ができません。

#### <確認申請の手順>

建築計画→開通機関事前相談→府内経由事前相談

→審査→認可通知書交付→工事着手

#### <府内経由事前相談について>

□都市計画課 ☎ 33-1576

#### <確認審査について>

□建築指導課 ☎ 33-1435

#### ●4メートル未満の道路はありませんか

建物を建てる敷地に隣接して4メートル未満の道路がある場合に、道路後退（セットバック）が必要となります。また、その時には、後退用地の買い取りや支障物件の補償を行います。

#### <相談について>

□都市計画課 ☎ 33-1576

#### <後退用地について>

□建設技術課 ☎ 33-1542

#### ●用途地域

市街化区域は、住居地域、商業地域、工業地域など120用途地域に分かれています。それぞれの地域で建てられる建物の用途が異なります。事前に建築指導課にご相談ください。

□建築指導課 ☎ 33-1435

#### 3) 隣家のトラブルを避けるために

建築物を建てる場合には、自分の土地だから、法律に合っているからというだけではなく、隣や周囲の方々に迷惑をかけない配慮をしながら、土地の利用を考え、自分の計画を隣近所に説明し、理解と協力をいただくことが大切です。

□都市計画課 ☎ 33-1576

□建築指導課 ☎ 33-1433

#### 4) 開発行為の許可

建築物を建築する目的で土地の区画を変更したり、農地や山林を宅地にするため切土や盛土を行い、整地することを開発行為といいます。市街化区域では500平方メートル以上、市街化調整区域では面積に関係なく開発行為の許可が必要になりますのでご相談ください。

#### <開発許可申請の手順>

事前相談→開通機関の同意・協議（都市計画課 ☎ 33-1574）→許可申請書提出→許可→工事着手届提出→中間審査→工事完了届提出→完了検査→検査済証交付→完了公告

□開発審査課 ☎ 33-1441

## 26 犬・猫・害虫

環境省総務課 33-1475

## 1) 犬の登録と狂犬病予防

生後91日以上の犬は、①新規登録（生涯1回）と②狂犬病予防注射（毎年1回）をしなければなりません。

①については、保健福祉事務所（☎ 22-3135）・開業獣医師・狂犬病予防集合注射会場。

②については、開業獣医師・狂犬病予防集合注射会場で受けられます。

## 2) 避妊・去勢手術をしましょう

犬や猫による苦情やトラブルが増えています。自分の部屋の良いときだけ可愛がって、後は放任主義では困ります。愛情と責任を持って飼いましょう。大切な命です。不幸な子犬や子猫を作らないためにも、手術の時期など開業獣医師と相談して実施しましょう。

## 3) ペットが亡くなったときは

犬については、保健福祉事務所（☎ 22-3135）へ、登録の抹消届を出してください。

環境事業センター（小動物担当）では、ペットの火葬を受け付けています。持ち込み料は1,300円、引き取りは2,600円です。

■ 環境事業センター ☎ 34-7366

## 4) 害虫駆除

生活環境保全のための側溝や水路等に定期的に

薬剤散布をして、蚊の駆除を実施しています。また、これら害虫の多発期には自治会を通じて一般家庭に薬剤を無料でお配りし、自主駆除をお願いしています。

## 5) 蜂の駆除方法

蜂の巣の駆除については、一部を除いてご自身で処理するか、駆除業者に依頼（有料）してください。

○□自身で駆除するときの注意点。

①市販の殺虫剤（スプレー缶）を用意してください。

②蜂の行動が鈍る、夕方、日が暮れてから実施しましょう。帰還蜂に不意を突かれると危険です。周辺を確認して、飛んでいる時は落ち着くまで待ましょう。（便中電灯などは、蜂の攻撃目標になるので、絶対に使用しないでください）

③長袖の上着・長ズボン（雨具の方より安心）・帽子・鏡眼鏡・手袋などで装備し、サンダルなど脱げやすい履物は避けましょう。※希望者は防護服の無償貸出をしています。

④あらかじめ足元付近の障害物は除いておきましょう。

⑤アシナガ蜂は、巣の正面全体に噴霧すれば20～30秒で全滅します。スズメ蜂類は、まず、巣の出入口（通常1か所しかない）付近の見張

り蜂を退治してから、出入口を塞ぐようにノズルを差し込んで噴霧し、蜂の羽音がなくなるまで続けてください。

⑥最後に巣を落として、踏みつぶすなどの処理をして、幼虫を完全に殺してから、「燃せるごみの日」に出してください。

## &lt;市で駆除するケース&gt;

スズメ蜂類で、巣の位置が公共の道路などに面していて、危害が不特定多数の人に及んでしまうおそれがあるときは、現場を確認のうえ市で駆除する場合もあります。

## &lt;蜂の種類の見分け方&gt;

巣で判断できます。



## ◀ アシナガ蜂

ご飯茶碗を伏せたような形。正面に六角形の部屋が無数にある。蜂が巣にいたかっている姿が見える。



## ◀ スズメ蜂類

ボール（球形）状。マーブル模様。出入口が1か所で巣の中の蜂は見えない。

## 27. 水道

## 1) 水道料金のお支払い

○預金口座振替によるお支払い

検針月の翌日12日（金融機関が休みの場合は翌営業日）に指定の口座から自動的に引き落とさせていただきます。口座振替払いのお申し込み番号をご確認の上、預金通帳と印鑑をお持ちになりお申し込みください。

横浜銀行 スルガ銀行 さぎみ信用金庫 第一労働銀行 あさひ銀行 静岡銀行 さくら銀行 静岡中央銀行 神奈川県労働金庫 小田原第一信用組合 小田原市農業協同組合 西信濃信用金庫 中央信託銀行 神奈川信用農業協同組合 中南信用金庫 郵便局

○納入通知書によるお支払い

検針月の翌日10日ごとに納入通知書が各家庭に送付されます。その通知書により納期日（25日）までにお支払いください。

○納入場所

上記金融機関及び水道局営業課、市役所指定金融機関派出所、下水道統務課、マロニエ住民窓口、または最寄りの支所・連絡所。ただし、郵便局の窓口での納入はできません。

## 2) 水道のいろいろな届出

○使用中止届

引っ越しをするときや水道の使用を一時中止するときは、4～5日前に連絡してください。その日までの使用水量を調べ料金を精算します。

○使用再開始届

転入などにより水道を新たにご使用になると

は、使用再開始届に記入の上お届けください。

○使用者の名義変更届

水道の使用者または料金の支払者が変更になった場合は、必ずお届けください。

## 3) 家庭の水道工事

みなさんが安心して工事をおまかせできるよう指定業者を定めています。水道の新設や増設、改造などの工事は指定業者にお申し込みください。

## 4) 漏水調査作業の実施

水道局では塩坑内と宅地内の水管線の漏水調査を行っています。宅地内の調査は、腕章を付けた漏水調査員が行い、漏水が確認された場合は、その場で修理のご案内をします。

## 項目

項目	上水道	片浦簡易水道
水道料金・使用水量・検査に関すること	営業課料金係 ☎ 41-1211	給水課簡易水道係 ☎ 41-1252
水道のいろいろな届出に関すること		
水道を新しく引いたり、改造に関すること	給水課給水装置係 ☎ 41-1231 または上水道指定業者	給水課簡易水道係 ☎ 41-1252 または上水道指定業者
道路上の水漏れに関すること	給水課維持係 ☎ 41-1235 夜間は浄水課 ☎ 41-1270	給水課簡易水道係 ☎ 41-1252 夜間は浄水課 ☎ 41-1270
宅地内の水道修理に関すること	(株) 小田原水道サービスセンター ☎ 42-2882 または上水道指定業者	(株) 小田原水道サービスセンター ☎ 42-2882 または上水道指定業者

## 5) 水道の修理

宅地内の水道の修理は、(株) 小田原水道サービスセンター（☎ 42-2882）または指定業者に依頼してください。修理は有料です。なお、蛇口のバッキンの取替えは自分でできます。指定業者か水道材料店で材料を買い、水道メーターボックス内のバルブ（副止水栓）を止めから修理してください。

## 6) 水道電話案内

\*県営水道（橋地区）のこととは県企業庁水道局二宮営業所（☎ 0463-71-8111）へ。片浦地区以外の簡易水道のことは各簡易水道組合へお問い合わせを。

# 市民生活ガイドブック

## 完全保存版（家庭で保存してご利用ください）

vol.4

市の制度や窓口、施設などの情報をお知らせするものです。

随時掲載しますので、1年間まとめて縦じれば、あなたの生活をお手伝いする1冊として活用できます。

### 24. ごみ収集

環境総務課 ☎ 33-1471

#### 1) ごみ収集

ごみの減量化・再資源化を推進するためにごみの分別收集は①燃せるごみ、②紙・布類、③ペットボトル、④トレー・プラスチック類、⑤缶、⑥びん類、⑦燃えないごみ、⑧蛍光灯・乾電池・カセットボンベの8種類です。收集の方法は、燃せるごみ、蛍光灯、カセットボンベはそれぞれ専用

の市指定袋、その他のごみは45L以内の透明・半透明の袋に入れて、朝8時30分までに出してください。收集日は、地域により異なりますので、地区ごとのカレンダーで確認してください。

大型ごみは、電話による戸別收集です。(1個につき1,000円の証紙を貼付)

詳しくは「ごみの分け方、出し方」地区ごとの「ごみと資源の分別カレンダー」「ごみと資源の分け方ガイド（あいうえお順）」「コミダス」で確認してください。これらの資料は市役所、支所、連絡所、マロニエで配布しています。

環境事業センター ☎ 34-7325  
環境総務課 ☎ 33-1471

種類	収集日	分け方	出し方
①燃せるごみ	週2回	生ごみ・木くず・皮製品・紙くずなど	燃せるごみ専用指定袋
②紙・布類	月1回	新聞紙・雑紙・段ボール・紙パック・布類	紙類は紐で梱包 布類は45L以内の透明・半透明の袋
③ペットボトル	月2回	飲料用・醤油・酒・みりんの容器	45L以内の透明・半透明の袋
④トレー・プラスチック類	月2回	トレー・プラスチック容器・ポリ袋など	45L以内の透明・半透明の袋
⑤缶	月1回	ジュース用の缶・缶詰の缶	45L以内の透明・半透明の袋
⑥びん類	月1回	飲み物・食品のびん	45L以内の透明・半透明の袋
⑦燃えないごみ	月1回	なべ・やかん・一斗缶・大型缶・茶碗・ガラスくず・電球・化粧品のびん・割れた蛍光灯など	45L以内の透明・半透明の袋
⑧蛍光灯 乾電池 カセットボンベ	月1回	割れない蛍光灯 小型乾電池 カセットボンベ・スプレー缶	蛍光灯専用指定袋 45L以内の透明・半透明の袋 カセットボンベ・スプレー缶 専用指定袋
※大型ごみ		家具類（タンス・机・ベッドなど）電気製品（洗濯機・冷蔵庫など）その他（自転車・石油ストーブなど）	電話予約による戸別収集 1個につき1,000円の証紙貼付 大型ごみ受付専用電話 ☎ 32-1153
*市では扱えないごみ		事業系の建設資材・残土・消火器・タイヤ・バッテリー・ピアノなど	販売店が処理業者に相談してください。

#### 2) リサイクルフェア

大型ごみから再生された家具類を中心に希望者に販売します。年に4回程度環境事業センターで開催。

環境事業センター ☎ 32-1274

#### 3) 生ごみ処理器の購入補助事業

市では家庭から出る生ごみを捨てずに処理できる生ごみ処理器の普及のために、購入補助事業を行っています。

- ・たい肥式処理器（コンポスト）補助額：1基当たり3,000円（1世帯2基まで）
- ・電動式処理器 補助額：購入金額の2分の1。  
上限30,000円（1世帯1基まで）

対象者：市内に住所を有する個人で、購入した処理器を市内で使用する方。電動式処理器は年度当初に補助希望者を募集します。

なお、補助希望多数の場合は抽選。  
環境総務課 ☎ 33-1471

### 25. し尿くみ取り・浄化槽の清掃

環境総務課 ☎ 33-1475

#### 1) し尿くみ取り・浄化槽清掃の手数料

定額制（月額）	世帯割-----80円 人頭割-----170円
従量制	1本（36L）につき
臨時	一般-----200円 事業所-----230円
超 過	1回につき440円（定額制のみ）
浄化槽	1本（36L）につき
	一般-----210円 事業所-----240円

#### 2) 浄化槽の維持管理

浄化槽を使用していると、槽内に汚泥がたまつて浄化能力が低下します。年に1~2回の清掃が必要です。また、浄化槽をお使いの方は、年1回法定検査を受けることが義務付けられています。

#### 3) し尿くみ取り・浄化槽清掃の申込みと手数料の納付

区分	申込手続き	納付時期	口座振替
くみとり	住民登録届の際、窓口で 申請	2ヶ月分を 一括して 翌月に納付	有
	環境総務課 または各支所・連絡所へ	くみ取った 翌月に納付	有
臨時	委託業者へ	くみ取った 翌月に納付	無
	浄化槽清掃 委託業者へ	くみ取った 翌月に納付	有

## お知らせ

## 障害を克服し社会復帰された方を市長が表彰

10月11日に三の丸小学校で行われた障害者レクリエーション大会で、障害を克服し社会復帰された方（自立更生者）2人が市長表彰を受賞されました。



▲高橋俊子さん（左）と、加藤見一さん（右）

## 市民プラザ

## ●歳末たすけあい

## チャリティダンスパーティー

初心者大歓迎！楽しく踊って歳末助け合い会員募集！

日時 12月5日(土) 18:00～20:30

場所 梅の里センター

■梅里ダンスサークル・武藤

☎ 42-0592

## ●小田原シルバー童謡祭

童謡を歌う集い。どなたでもどうぞ。

日時 11月22日(日) 13:30～15:00

場所 中央公民館

■池田 ☎ 82-2105

## ●小田原男声合唱団

## 定期演奏会

日時 11月28日(土) 16:30開演

場所 市民会館

曲目 「雪明かりの路」ほか

定員 1,107名

入場料 1,000円

■申込 小田原男声合唱団事務局・井上

☎ 24-0515

## Odawara Driving School

私たちには安全行動のとれる初心者育成の再販に努力しています。

## 教習科目

## 大型・けん引・普通・普通自動二輪

（ローン制度あり）



里田駅より徒歩5分

スクールバスあり

神奈川県警察委員会指定

小田原ドライビングスクール

蓮正寺540-2 TEL (36) 1215-7

私たちはだれでも、自由で平等

## 世界人権宣言50周年

私たちはだれでも、生まれながらにして自由であり平等です。

市民として幸せで生きがいのある一生を送りたいと願っています。

一人ひとりの努力で差別のない明るい社会をつくりましょう。

## 人権問題を考える講演会

日時 12月4日(金) 13:15～16:00

場所 中央公民館

内容

○講演「人権・人間らしさを求めて」東海

大学教授 今野敏彦さん

○映画「雨あがり」

定員 450人・先着順

申込 11月16日(月)から、

生涯学習課 ☎ 33-1712

## 人権擁護相談

名前書き損やプライバシーの侵害などの人権問題について、法務大臣から委嘱された人権擁護委員が自宅で相談に応じます。悩まずにご相談ください。

また、市民相談室でも毎月第2・第4火曜日に相談窓口を設けています。

人権擁護委員

古澤昭二 蓬正寺439 ☎ 36-2939

雨宮秀雄 板橋763-36 ☎ 23-0851

小林ゑみ子 城山2-22-18 ☎ 34-5673

鈴木洋子 早川766 ☎ 24-1181

柳川宣枝 本町3-3-12 ☎ 22-0538

加藤義七 城山3-12-15 ☎ 22-9309

小澤卓二 中村原369 ☎ 43-0183

小川道雄 城山1-23-2 ☎ 34-1443

穂谷野賢治 南鶴富1-5-37 ☎ 47-7697

竹井貞雄 久野369 ☎ 34-8570

鈴持安男 曽比2,375 ☎ 36-0193

樹井達也 浜町1-10-35 ☎ 23-2324

成本善代子 成田208 ☎ 36-3876

■市民相談室 ☎ 33-1383

## 11月23日は中央公民館の休館日

中央公民館は祝祭日も開館していますが、11月23日(祝)は、電気設備点検のため、休館とさせていただきます。

11月24日(火)は通常どおり開館します。

■中央公民館 ☎ 35-5300



11月21日(土)～25日(水) (場外)

12月3日(木)～5日(土)

■事業課 ☎ 23-1101

## ヴァイオリンの選び方

◆白井英治先生(東京芸術大学講師)に伺いました。

①ヴァイオリンを選ぶことは、恋人や友人を選ぶことと同じです。

②形はバランス良く、音は弦をはじいて低音、高音にむらなくハッキリした音がして、音に芯のあるものが良いです。

③材料は本の目がそろっているもの、色は好みによります。



## ヴァイオリンフェア

スズキ・ピックマリウス・キン

ラフラン・ディー・タリア

多数特別展示します

当社会員登録生(東京芸術大学講師)に

■ヴァイオリン・弓・弓弦、弓の修理・整

・レッスン等ご相談下さい

## 井上楽器

小田原お堤通り

TEL.24-0515

FAX.24-0711

## お知らせ

児童対象の行事など

### かながわ・ゆめ国体 おだわら絵画コンクールの結果

応募総数1,011点の中から、33点の入賞作品が決まりました。

小学生低学年の部 金賞 河野里奈さん

(久野小3年) (左)

小学生高学年の部 金賞 一寸木久乃さん

(芦子小6年) (右下)

中学生の部 金賞 黒川葉子さん (白山中1年) (右上)

□ 国体推進課 ☎ 33-1661



### 住宅需要実態調査にご協力ください

住宅需要実態調査は、建設省が12月1日実施する調査で、住環境に対する評価、住宅改造計画の有無などを調査します。対象となった世帯には11月下旬に県の身分証明書をもった調査員が伺います。

□ 都市総務課 ☎ 33-1267

### 都市計画基本図の作成にご協力ください

小田原市では、5年ごとに都市計画基本図(地形図)を航空写真測量で作成しています。

細部の現地測量などが必要な際に調査員



が民地への立ち入りをお願いする場合があります。調査員は、市が発行した身分証明書を提示しますので、ご協力をお願いします。

対象区域 市内全域

期間 11月下旬から平成11年7月末日

□ 都市計画課 ☎ 33-1571

### 市議会12月定例会の予定

12月2日(水) 本会議 (提出議案の説明など)

8日(火) 本会議 (議案に関する質疑など)

9日(水) 都市建設常任委員会

10日(木) 経済病院常任委員会

11日(金) 福祉文教常任委員会

14日(月) 総務民生常任委員会

16日(水) 本会議 (委員長報告、一般質問)

17日(木) 本会議 (一般質問)

18日(金) 本会議 (一般質問)

21日(月) 本会議 (一般質問)

\*本会議・常任委員会は10:00開会予定。

□ 議会事務局 ☎ 33-1761

### 転出・転入届には 身分証明書をお忘れなく

最近、本人が知らない間に住民票が異動されるという事件が新聞などで報道され、心配されていることと思います。

このため、市では、転出・転入、転居届などを受けるときに、窓口で身分証明書などを提示していただくことがあります。皆さんの大切な個人情報を守るために、ご協力をお願いします。

届出をされるときは、必ず、印鑑(認印)と身分を確認できるもの(運転免許証、保険証など)をお持ちください。

□ 戸籍住民課 ☎ 33-1381

### 新幹線「ひかり号」の 増停車を陳情

10月12日に、市長、市議会議長、自治会総連合会長、商店街連合会長、商工会議所交通運輸部会長をはじめ南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町の首長と代理者が参加し、新幹線「ひかり号」の小田原駅増停車の陳情を行いました。

この陳情は神奈川県下の市町村で組織す

る「神奈川県鉄道輸送力増強促進会議」を通じて鉄道事業者などに要望しているところですが、これとは別に、県西地域関係者に協力をお願いしました。

当日、小田原市長から新幹線鉄道事業本部の建守取締役副本部長に「小田原駅は県西地域の交通の要衝であり、富士箱根伊豆国立公園の玄関口として全国から多くの観光客などが増加しており、現在の「ひかり号」上下各3本の停車本数を増やすほしい」という内容の陳情書を提出しました。JR東海側は、「新たに停車すると、新幹線全体に影響が出る。特に間西方面へのダイヤの影響が大きいので増停車は難しい」という話がありました。

しかし、大交流時代を迎えるなど、地域の人達が期待をしていますので、早期実現化に向けお願いをしました。

□ 都市総務課 ☎ 33-1251

## 市民相談

### 12月

土・日・祝日は休み

- ①一般相談 休日を除く毎日
- ②一般相談(出張相談) 11日(金) 場所 マロニエ
- ※①②の時間は 9:00~11:00 13:00~16:00
- ③防災相談 休日を除く毎日 9:00~16:00
- ④法律相談(予約制) 毎週月曜日
- ⑤税務相談 15日(火)
- ⑥宅地建物取引相談 24日(木)
- ⑦登記相談 10日(木)
- ※④⑤⑥⑦は13:30~15:30
- ⑧心配ごと相談 毎週月曜日 13:00~15:30
- ⑨人権擁護相談 8日(水)~22日(火) 13:00~15:00
- ⑩行政相談 17日(木)
- ⑪教育相談 毎週金曜日 13:00~16:00
- ⑫消費生活相談 每週金曜日 9:00~11:30
- ⑬勤労相談 9:00~16:00

### 問い合わせ

### 市民相談室

☎ 33-1383

小田原  
彩時記

### 夢と感動をありがとう ～かながわ・ゆめ国体が閉幕～

43年ぶりに神奈川に帰ってきた国内最大のスポーツの祭典「かながわ・ゆめ国体」は10月29日にすべての競技が終了しました。選手金が持てる力を全部出し合ひ、連日満員の各会場では、いくつもの筋書きのないドラマが展開されました。

選手を始め、昨年のリハーサル国体を含めて2年もの間、陰になり日なたになってこの大会を支えてくださったスタッフやボランティアのみなさん、お疲れさまでした。

みんなが一つになって成功させた「ゆめ国体」は、いつまでも私たちの心の中で輝き続けるでしょう。



# 健康

保健センター ☎ 47-0820

## いきいき健康づくり講座 (生活習慣病予防のために)

\*場所は保健センター \*電話申込制

日 時	内 容
11月26日(木) 13:30~15:00	高脂血症とは
11月30日(月) 10:00~13:00	高脂血症予防の生活と食事
13:00~15:00	個別相談
12月3日(木) 13:30~15:00	高脂血症の薬について
12月8日(火) 13:30~15:00	運動習慣をつけよう
12月10日(木) 13:30~15:00	肝臓病とは
15:00~16:00	個別相談

## 休日診療カレンダー

	内科	小児科	耳鼻咽喉科	眼科	歯科
11月15日(日)	○	○	○	○	○
22日(日)	○	○	○	○	○
23日(月)	○	○	○	○	○
29日(日)	○	○	○	○	○
12月6日(木)	○	○	○	○	○
13日(木)	○	○	○	○	○
20日(木)	○	○	○	○	○
23日(水)	○	○	○	○	○
27日(日)	○	○	○	○	○
29日(火)	○	○	○	○	○
30日(水)	○	○	○	○	○
31日(木)	○	○	○	○	○

場所 保健センター

受付 9:00~11:30

13:00~15:30

健康保険証をお忘れなく！

準夜間診療（内科・小児科）の受付は、毎日 19:00~22:00

●休日夜間急诊治療所 ☎ 47-0823

●休日夜間歯科診療所 ☎ 47-0825

●休日夜間急患調剤薬局 ☎ 47-0826

●歯科の場合は24時間いつでも

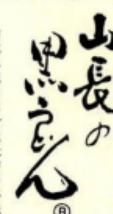
消防本部 ☎ 49-4410

広告

営業時間  
夜 十時半  
五時半  
九時半

● 煮込みうどん

吉家は代々名古屋屋近郊で栽培  
迄未収穫を営んで居りました。  
五代前の東屋長助が明治二十  
年頃、木車三基を設けた木製粉、  
製糀堂を始めました。が普通のう  
どんでは満足せざり色々研究の末  
功しました。そして色が黒いので  
「黒うどん」と名付けました。



## 結核健康診断(胸部レントゲン)と健康相談

対象 15歳以上の方（学校や職場で受診している方を除く）健康相談あり

申込 直接会場に来てください。

	9:30~10:30	11:00~12:00	13:30~15:00
11月25日(水)	桑原公民館 (9:30~10:00) 富士見住宅集合会所 (10:15~10:45)	飯泉公民館	豊川公民館
26日(木)	浜町公民館	弘経寺 (東町)	新玉小学校
27日(金)	山王保育園前	社会福祉センター	18区公民館
30日(月)	潮公民館	寺町公民館	緑公民館

## 生活習慣病（成人病）予防

○基本健康検査・がん施設検査

対象 40歳以上 一部受診料あり

場所 健康カレンダー掲載の取扱医療機関

○胃がん集団検査（電話申込・900円）

対象 40歳以上・60人

日程・場所 12月3日(木) 保健センター

受付 8:00~10:30

○子宮・乳がん集団検査の日程は、健康カレンダーをご覧ください。

## 献血

献血は、皆さんの善意によって支えられています。ご協力をお願いします。

・小田原駅東口 11月24日(火)

12月10日(木)・17日(木)

22日(火)・24日(木)

・イトーヨーカドー 12月4日(金)・26日(土)

時間 10:00~12:00; 00:13:00~15:30

## 予防接種・集団接種

○ツベルクリン反応とBCG（結核予防）

日程 11月16日(月) ツベルクリン反応検査

18日(水) 判定とBCG

12月2日(木) ツベルクリン反応検査

4日(金) 判定とBCG

時間 13:30~14:30

場所 保健センター

対象 0ヶ月～3歳11ヶ月児

\*個別接種「健康カレンダー」をご覧ください。

## 給付

## 臨時福祉特別給付金

平成10年分所得税などの特別減税が追加実施されたことに伴って、高齢の低所得者などに臨時福祉特別給付金が支給されます。対象と思われる方には、10月中旬にパンフレットを送付しました。

受給条件などを確認して、申請の手続きをしてください。

支給額 1万円・3万円

申請期限 11月30日(月)（必着）

■ 福祉経済課 ☎ 33-1863

## アート＆クラフト教室受講生募集

### ステンドグラス教室

●小田原教室（毎週水曜日午後7:00~9:00）

●湯河原教室（毎週水曜日午後1:30~4:00）

### 陶芸教室

●湯河原教室（毎週月曜日午後1:30~3:30）

（毎週月曜日午後6:30~8:30）

### モザイク教室

●湯河原教室（毎週水曜日午後1:30~4:00）

（毎週水曜日午後6:30~8:30）

詳細お問い合わせ: クレアーレ現代壁面研究所

TEL(0465)62-2034

## フラワーガーデン情報

### 園芸教室

#### 「ハーブトピアリーの作り方」

クリスマスにも楽しめるトピアリーです。

日時 12月6日(日) 13:30~15:00

場所 フラワーガーデン

定員 30人・抽選

教材費 2,000円

申込 往復はがきに住所・氏名・電話番号を書いて、11月24日(火)(必着)までに、〒250-0055小田原市久野3798 フラワーガーデン

●草花の即売会 11/22 12/13・27

問 フラワーガーデン ☎ 34-2814

## 講座・教室

### 講座・教室など

#### 銅門でモデル撮影会

日時 11月22日(日) 10:00~15:00

集合 銅門

問 生涯学習課 ☎ 33-1712

#### きらめき☆おだわら塾 一いきいき生きるためにー

老後をいきいき生きるための講話と簡単な手話を学びます。

日時 11月25日(水) 13:30~

場所 錦織記念館

定員 30人・先着順

申込 生涯学習課 ☎ 33-1712

#### スタディーズプラザ 「お正月を楽しむ会」

お正月ならではの、工作やゲームなどの遊びをみんなで学びます。もう、すぐそこに迫ったお正月を楽しく過ごしましょう。

日時 12月12日(土) 13:30~15:30

場所 中央公民館

定員 35人・先着順

申込 11月18日(水)から、

中央公民館 ☎ 35-5300

## ソーラー発電設置台数 No1 比べてみればやっぱり京セラ

無尽蔵の太陽エネルギーで、ご家庭の電気を自家発電。電気代が浮くだけでなく、余った電気を電力会社に売ることができます。

お支払いは…

公的補助制度が利用できます

+ 公庫増融資制度あり

+ 京セラソーラーローン

## 11月29日(日)、現地見学会開催!!

①AM10:30~ ②PM1:30~ 右記会場にて

費用は?ランニングコストは?公的補助はどのくらい?など、あなたの疑問に答えます。

先着20名様  
京セラセラミック用品  
プレゼント



00~0:30・深夜勤0:00~8:30] (応相談)  
賃金は市立病院の基準による。

■病院経務課 ☎ 34-3175

## 救える命をあなたの手で 普通救命講習会

呼吸や心機能が停止した方の命を救うためには救急車が到着するまでの5分間が非常に重要。一緒にいるあなたの手が命を救います。

場所 消防本部

対象 市内在住・在勤の方 (10人以上のグループ単位)

\*人数が集まらない時はご相談ください。

申込 事前のお申込用紙で、

〒256-0813 小田原市前川183-18

消防本部警防課 ☎ 49-4422

## こども

児童対象の行事など

## 図書館こども映画会

場所 かもめ図書館

時間 13:30~

定員 180人

プログラム

11月22日(日) ミッキーマウスのおばけたいじ、ぼくと子犬のわんぱく大事件 (児童劇)

11月29日(日) おじいさんのランプ、べっかんこ鬼

12月6日(日) つるのおんがえし、伊豆の踊り子

問 かもめ図書館 ☎ 49-7800

## にんぎょうげきじょ

小田原女子短期大学の学生さんが出演して、楽しい人形劇を上演します。

日時 11月29日(日) 13:30~14:30

場所 市立図書館

問 市立図書館 ☎ 24-1057

## 募集

人員・参加者の募集など

## 市立病院臨時職員募集

職種は看護婦、理学療法、給食調理員。

看護婦の夜間勤務専門 (病棟) [準夜勤16:

## 動く市政教室

自治会やサークルなどの団体を対象とした公共施設見学会です。消防本部や環境事業センター、小田原アリーナなどを見学し、魅力あるまちづくりについて考えてみましょう。

実施日

1月19・26・29日

2月5・9・16・17・19・23・24日

3月2・3・5・9・10・12・16・17日

定員 1団体27人 抽選の場合あり

申込 11月30日(月)まで、

広報広聴室 ☎ 33-1263

## スポーツ

各種スポーツ大会・講習会など

## 小田原アリーナ12月の行事予定

6日(日) 神奈川県一般男女9人制バレーボール選手権

13日(日) 小田原地区総合バスケットボール祭

16日(水) みちのくブロレス

19日(土) ~20日(日) 美術工芸品大展示即売会

20日(日) 卓球オープン大会

23日(祝) 中学校県西プロックバドミントン大会

25日(金) ~27日(日) 新・古美術展示即売会夢・冒険こどもランド

## 小田原アリーナ

### トレーニングルーム利用者講習会

受講には事前に予約が必要です。

○9:30~11:00

12月5日(土)・9日(水)・13日(日)・19日(土)・23日(水)

○18:30~20:00

12月1日(火)・17日(木)

申込 11月15日(日)9:00から、

小田原アリーナ ☎ 38-1144



京セラソーラー発電システム (販売代理店) 株式会社イチック ☎ 0120-57-1109

## イベント

各種催しものなど

### 市民劇場

#### 「山形由美フルートコンサート」

しっかりととした響きをもった旋律で日本を代表するフルーティスト。今回は斎藤明子さん・尾尻弘雅さん（クラシックギター）をお迎えしています。

日時 1月29日(金)18:30 (開場18:00)  
場所 市民会館  
入場料 全席指定 S席4,000円 A席3,000円 B席1,500円  
前売り 11月29日(日) 10:00~、市民会館、小田原ビブレ、おだかで。1回1人5枚まで。(未就学児の入場は不可)  
※この公演は、小田原市ふるさと文化基金から生じる利子を活用して開きます。  
■市民会館 ☎ 22-7146



#### リサイクルフェア 出物がいっぱい

大型ごみから再生した家具などを、市民のみなさまにお安く提供する「リサイクルフェア」を開きます。

同時に、市民の皆さんが出店する「リサイクルフリーマーケット」(出店者募集は既に締切り)、紙すきやせっけんづくりの体験ができる「リサイクル教室」なども開きます。

日時 11月22日(日) 9:00~13:00  
場所 環境事業センター  
販売方法 希望者の多い品物は午前11時に抽選。11時以降の販売は先着順。

品物の配送はしませんので、ご了承ください。

■環境事業センター ☎ 34-7325



#### 観光って何だろう～ もてなしのまち西湘をめざして

観光地・西湘の魅力について、地域のみんなで考え方話し合いましょう。

日時 11月29日(日) 13:00~16:00  
場所 生命の星・地球博物館  
講師 津田令子さん（ラベルキャスター）  
■西湘地区行政センター県民課 ☎ 22-1151

#### 子どもたちの食生活と 生活習慣病の展示会

将来の健康に大きな関わりを持っている子供のこの生活習慣。その大切さを食生活などの展示で勉強しましょう。

日時 11月20日(金)・21日(土) 9:00~15:00  
場所 マロニエ

内容 資料展示・ビデオ上映・学校給食米に関するクイズほか  
■学校保健課 ☎ 33-1691

#### とれたての魚をどうぞ 小田原・港の朝市

毎週土曜日 12/26と12/29は年末感謝デー

場所 小田原漁港  
時間 鮮魚は9:00~  
鮮魚以外は8:30~  
■市漁協 ☎ 22-6617

#### わたしたちの声を聞いてください! 中学生の主張発表

中学生が日常生活や学校での生活を通じて、今感じたこと、考えていることを自分の声で発表します。

日時 12月5日(土) 13:00~16:00  
場所 中央公民館  
内容 市内各中学校代表者による主張発表・アトラクション  
■青少年課 ☎ 33-1723

#### 民俗芸能保存協会 創立25周年記念大会

民俗芸能は、地域社会の中から生まれ、多くの人々に守り伝えられてきました。小田原にも曾我部所に伝わる寿司子舞を始め、多くの芸能が継承されています。

郷土の芸能に触ることのできる機会です。  
日時 12月6日(日) 12:30~16:00  
場所 市民会館 (車での来場不可)

■文化財保護課 ☎ 33-1717



#### 簡単、豪華なクリスマス料理教室

ご家庭で子供と一緒に楽しみながら作れるメニューです。

日時 12月22日(火) 10:00~13:00

場所 尊徳記念館

#### メニュー

- ①クリスマスデコレーションケーキ
  - ②野菜といっしょに焼くタンドリーチキン
  - ③フルーツゼリー
- 講師 料理研究家 高木雅子さん  
定員 18歳以上24人・多数抽選  
費用 1,000円

申込方法 12月8日(火) 13:30~14:00まで受け付け \*往復はがきでも可(住所、氏名、年齢、電話番号を書いて、12月7日(月)(必着)まで)。  
■申込 尊徳記念館 ☎ 36-2381

#### 館蔵品による佐藤大寛展 松永記念館本館常設展

日時 12月2日(水) ~ 3月22日(祝) 9:00~17:00

\*月曜日・12月28日~1月4日は休館  
佐藤大寛 水墨画を中心富士を描く画家として知られている。明治31年東京日本橋生まれ。23歳のとき中国大陸にわたり、東洋文化の神髄を吸収し、昭和22年に帰国。昭和32年、療養のため府津に移転。10年間の府津での移住生活で、大寛は芸術家として開眼し、スケールの大きな画家に生まれ変わったといわれている。昭和58年、前川の山王山荘で85年の生涯を閉じた。



■郷土文化館 ☎ 23-1377

#### 郷土研究講座「江戸時代の小田原宿」

江戸から数えて九番目の宿「おだわら」ってどんなところだったのか。興味のある方お集まりください。

11月20日(土) 13:00~  
演題 小田原城下の住人の役割  
講師 小田原地方史研究会会員 下重清さん

11月29日(日) 13:00~  
演題 小田原宿本陣における大名の休泊実態の推定  
講師 中村地図研究所 中村静夫さん

場所 郷土文化館  
対象 小学校4年生以上50人・先着順  
■申込 11月20日(金) から、郷土文化館 ☎ 23-1377

市役所専用の新郵便番号 250-8555 小田原市役所と発送の譲名を記載すれば、住所を省略できます(本庁に限る)。

# 広報おだわら

November 15, 1996 No.735

発行 小田原市 小田原市役所300番地 〒250-8555  
編集 広報企画室 ☎ 0465(33)1261 ☎ 0465(32)4640  
〔小田原市〕1996.11

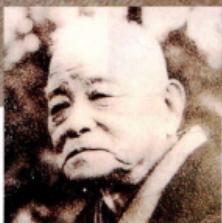
## 時代の路

心にちみやげ見つけて

# 小田原

……どういうものか、不思議に小田原には老人が  
集まつて来るようだ。……今に記憶に新たなる山  
県有朋元熱や、大倉喜八郎男爵、大島義昌大将な  
どは百わ十もがなで……益田純翁や、室田義文  
貴族院議員や、……瓜生外吉大翁も隠棲し、  
ざるに盛りきれないほど、住居を構  
えているそうである。それは大方、  
その風土や気候や、四聞の景色が、  
外の土地に勝れて、人生老後の境涯  
を過ごすには、最も適して住心地が  
よいからであろう。

「野崎幻庵『らくがき』より



野崎幻庵（廣太）（1858～1941）。益田純翁（孝）、松永耳庵（安左衛門）とともに小田原の三条人と呼ばれる。中外商業新報（現・日本経済新聞社）、三越呉服店（現・三越）の社長を歴任した幻庵は、大正7年、純翁を慕って南町に別荘「自怡莊」を建て移り住む。晩年の20数年間はほとんど小田原に住み、茶道に精進。幻庵が建てた茶室「葵雨庵」は、現在、郷土文化館松永記念館の庭園内に移築復元されて一般に利用されている。